

「いわてこどもプラン（2025～2029）」 について

令和7年3月
岩手県

いわてこどもプラン(2025～2029)の概要

1 基本的な考え方

いわての子どもを健やかに育む条例(平成27年岩手県条例第30号。以下「条例」という。)第11条に基づき、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「子ども・子育て支援に関する基本的な計画」として策定するもの。

本計画の策定に当たっては、条例第3条の基本理念を基本的な考え方としているもの。

2 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

3 計画の性格位置づけ（策定根拠）

- (1) いわての子ども健やかに育む条例 に基づく「実施計画」
- (2) こども基本法 に基づく「都道府県こども計画」
- (3) 次世代育成支援対策推進法 に基づく「都道府県行動計画」
- (4) 子ども若者育成支援推進法 に基づく「都道府県子ども若者計画」
- (5) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 に基づく「都道府県計画」
- (6) 母子及び父子並びに寡婦福祉法 に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」

いわての子どもを健やかに育む条例の基本理念

子ども・子育て支援は、

- ① 子どもの権利を尊重し、その最善の利益を考慮して行われなければならない。
- ② 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階に応じて、切れ目なく行われなければならない。
- ③ 県、市町村、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業主及び県民が適切な役割分担の下に、相互に連携し、及び協力することにより行われなければならない。

※ 計画の策定に当たって、県内のこども・若者、関係者等からの意見聴取を行ったもの。

用語の整理

「こども」の定義について

本計画における「こども」は、国の「こども基本法」や「こども大綱」などを勘案し、**「心身の発達の過程にある者」とする。**

「こども」の表記について

特別な場合（※）を除き、**原則として、平仮名表記の「こども」**を用いる。

※ 法令に根拠がある語を用いる場合や固有名詞を用いる場合、いわてで育む条例第2条の用語の定義による「子ども」を対象とした取組等を示す場合、他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる場合など）

（参考）本計画におけるこども以外の表記

若 者：思春期からポスト青年期の者を含む40歳未満までの者

青年期：おおむね18歳からおおむね30歳未満まで

ポスト青年期の者：青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者

※ 「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが、青年期全体を含むことを明確にするため、特に「若者」と記載する場合がある。

計画の全体構成

第1章 計画に関する基本的な考え方

- 1 計画の位置付け・性格
- 2 計画期間
- 3 計画の構成

第3章 本県のこども・若者や子育て当事者に関する課題認識

- 1 少子化の進行について
- 2 こども大綱など国の動きから求められること
- 3 現状を踏まえた克服すべき課題

第2章 本県のこども・若者や子育て当事者を取り巻く現状

- 1 こどもの権利の状況
- 2 結婚を取り巻く状況
- 3 出産環境の状況
- 4 世帯当たり人員数及び保育等の状況
- 5 自己肯定感や有用感を育む教育の状況
- 6 こどもの社会的自立等の状況
- 7 こどもの貧困の状況
- 8 ひとり親家庭の状況
- 9 要保護児童等の状況
- 10 仕事環境の状況
- 11 東日本大震災津波の発生によるこどもを取り巻く状況

第4章 目指す姿及び推進する施策

- 1 目指す姿
- 2 目指す姿指標
- 3 推進する施策
- 4 推進する施策を構成する具体の取組

第5章 計画推進に向けて

- 1 計画推進のための役割
- 2 計画の推進体制
- 3 施策の実施状況の公表と計画の見直し

第1章 計画の基本的な考え方

1 基本的な考え方

いわての子どもを健やかに育む条例(平成27年岩手県条例第30号。以下「条例」という。)第11条に基づき、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「子ども・子育て支援に関する基本的な計画」として策定するもの。本計画の策定に当たっては、条例第3条の基本理念を基本的な考え方としているもの。

いわての子どもを健やかに育む条例の基本理念

- ① 子どもの権利を尊重し、その最善の利益を考慮して行われなければならない。
- ② 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階に応じて、切れ目なく行われなければならない。
- ③ 県、市町村、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業主及び県民が適切な役割分担の下に、相互に連携し、及び協力することにより行われなければならない。

こども大綱の6つの基本方針（日本国憲法、こども基本及び子ども権利条約の精神に則っている）

- 1 こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること
- 2 こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと
- 3 ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること
- 4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること
- 5 若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること
- 6 施策の総合性を確保することその最善の利益を考慮して行われなければならない。

2 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

3 関係計画との関係

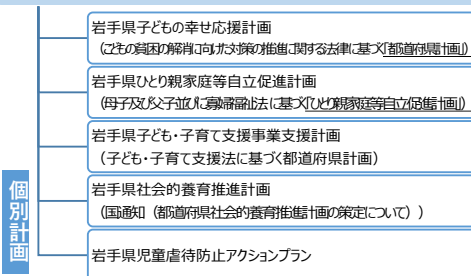
いわて県民計画(2019~2028)における基本的な考え方や政策推進の基本方向等を踏まえ、一体的に推進し、各政策分野の子ども・子育て支援に関する施策を、条例や、こども大綱等に基づき、横断的に進めるもの。また、県の各種関連施策に関する計画と調和を保ちながら、推進していく。

既存の「いわて子どもプラン」との変更点

2019~2024の体系

いわて子どもプラン（2020~2024）

- ・いわての子ども健やかに育む条例に基づく「実施計画」
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県行動計画」



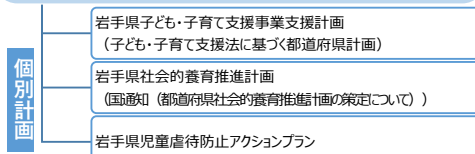
岩手県青少年育成プラン

- ・子ども若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども若者計画」

2025~2029の体系

いわてこどもプラン（2025~2029）

- ・いわての子ども健やかに育む条例に基づく「実施計画」
- ・こども基本法に基づく「都道府県こども計画」
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県行動計画」
- ・子ども若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども若者計画」
- ・こどもの貧困の解消に向けた政策の推進に関する法律に基づく「都道府県計画」
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」



第2章 こども・若者や子育て当事者取り巻く現状

○ 個別の施策テーマごとに、統計等に基づき「こども・若者や子育て当事者を取り巻く現状」を整理。

○ こどもの権利の状況

- ・ こどもにとって最もよいことを考えてもらえること 小4～6) 54.6%
 - ・ すべてのこどもは、健やかに生きる・育つことができること 小4～6) 71.6%
- ※ こどもの権利だと思っているものの割合

○ 婚姻を取り巻く状況

- ・ 未婚率(50歳時) R2) 男性 28.92%(H27:26.16%)
女性 16.32%(H27:13.07%)
- ・ 婚姻件数 R5) 3,376人 (H30:4,439人)

○ 出産環境の状況

- ・ 母の第1子出産平均年齢 R5) 30.3歳(H30:30.0歳)
- ・ 分娩取扱医療機関 R4) 22件(H30:29件)

○ 自己肯定感を持つ児童生徒の状況

R5) 中 79.1%(H30:76.9%) 小 82.0%(H30:82.3%)

○ こどもの社会的自立等の状況

- ・ 高卒者就職内定率(県内) R6.3) 71.5%
- ・ 大卒者就職内定率(県内) R6.3) 39.1%

○ こどもの貧困の状況

- ・ 収入150万円未満の世帯
R5) 12.8%

○ ひとり親家庭の状況

R5) 母子世帯 8,992世帯(H30:11,301世帯)
父子世帯 828世帯(H30:1,205世帯)

○ 要保護児童等の状況

- ・ 要保護児童数 R5) 174.9人(H30:179.1人)
 - ・ 里親委託率 R5) 19.7%(H30:22.3%)
 - ・ ヤングケアラーの状況 R4) 43件(R2:34件)
- ※ 県内市町村の要保護児童対策地域協議会で支援対象として登録されている児童のうちヤングケアラーと思われる数

○ 仕事環境の状況

R5) 総実労働時間 1,742.4時間(H30:1,840.8時間)
R5) 共働き世帯の男性の家事時間割合 43.0%
(H30:40.7%) ※ 週平均、女性の家事時間に対する割合

○ 東日本大震災津波の発生によるこどもを取り巻く状況

- ・ いわてこどものケアセンター相談件数
R5) 1,646件

第3章 本県のこども・若者や子育て当事者に関する課題認識

【「こども大綱」などの国の動きから求められること】

- 1 こども・若者を権利の主体として認識し、権利を保障
- 2 こども・若者の視点の追加
- 3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない支援

【現状(第2章)を踏まえた克服すべき課題】

- 1 こども・若者の権利の保障
多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障
- 2 婚姻行動の変容
結婚支援、若者のライフプラン形成支援及び若年層の賃金等向上策の強化
- 3 安心して出産できる環境の整備
 - ・悩みを抱える妊産婦等を早期発見、相談支援
 - ・医師確保や周産期医療機関の機能分担と連携
 - ・救急搬送体制の充実強化
 - ・不妊に悩む夫婦の総合的な支援
- 4 自己肯定感や有用感を育む教育の推進
多様な価値観を認め合う道徳性のかん養や人権意識の醸成
- 5 こども・若者の社会的自立に関すること
こども・若者やその保護者等が必要な支援を受けられる体制づくり

- 6 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進
 - ・就労支援の充実、教育の支援、相談支援の更なる強化
 - ・親の妊娠・出産期からの相談支援の充実・居場所づくり
- 7 ひとり親家庭の支援の更なる充実に関すること
 - ・就労支援、教育支援、相談支援等の更なる充実
 - ・関係機関の連携強化による体制整備
- 8 児童虐待の発生予防、早期発見、相談・対応機能の充実等
児童相談所、市町村の相談体制の充実、関係機関との連携強化
- 9 社会的養護を必要とするこどもたちに対する環境整備
里親委託の推進、児童養護施設等の環境改善・ケア体制の充実
- 10 仕事と子育てを両立できる環境づくり
 - ・市町村と連携した、子ども・子育て支援の充実
 - ・仕事と子育ての両立に向けた環境整備(働き方改革等)
- 11 東日本大震災津波の経験を踏まえた子どものこころのケア
中長期的なこころのケアなどの支援
- 12 自然災害の発生や社会経済環境の激変等に伴う影響

第4章 目指す姿及び推進する施策

1 目指す姿

県民一人ひとりの個性や多様性が尊重され、その中でこどもが愛情を感じ、大切にされていることを実感できるいわて

こどもが大人と対等の個人として信頼され、社会の一員として参画できるいわて

社会全体で県民の結婚、妊娠、出産及び子育てを支え、ライフステージに応じた切れ目ない支援により、誰もがこどもをすこやかに育みやすく、こどもが幸せに育つことができるいわて

2 目指す姿指標

合計特殊出生率、男性の家事時間割合、総実労働時間、自己肯定感を持つ児童生徒の割合

＜考え方＞

本計画は、いわて県民計画（2019～2028）における基本的な考え方や政策推進の基本方向等を踏まえ、一体的に推進していくこととしていることから、いわて県民計画（2019～2028）長期ビジョンの「家族・子育て」等の政策分野における主要な指標を目指す姿指標として設定する。

※ 年度目標値は、いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプラン（計画期間：令和5年度～令和8年度）において設定している指標を設定。当該プランは令和8年度までを計画期間としているため、次期プランの策定時点で、年度目標値を置き換え

3 推進する施策

- | | |
|---|--|
| (1) こども若者・若者の権利を保障し、最善の利益を図る | (5) 困難な状況に置かれているこども、子育て世帯を支援する |
| (2) こどもの将来にわたるスタートのための支援を推進する
（誕生前から幼少期まで） | (6) こども・家族が健やかに暮らせる社会環境づくりを推進する |
| (3) こどもの健やかな成長を支援する（学童期・思春期） | (7) 東日本大震災津波や様々な逆境的体験の影響を受けたこども
や保護者を支援する |
| (4) 健全で自立したこどもを育み、若者の活躍を支援する（青年期） | |

第4章 目指す姿及び推進する施策

4 推進する施策を構成する具体の取組(一覧)

(1) こども・若者の権利を保障し、最善の利益を図る

- ア こどもや若者の意見を聴いて施策への反映を進めていきます
- イ こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します
- ウ 生まれ育った環境に関わらず成長できる社会をつくれます

ライフステージごとの推進施策

(2) こどもの将来にわたるスタートのための支援を推進する (誕生前から幼少期まで)

- ア 結婚・家庭・子育てに希望を持てる環境づくりを推進します
- イ 安全・安心な出産環境を整備します
- ウ 多様な保育サービスの充実を図ります

(3) こどもの健やかな成長を支援する(学童期・思春期)

- ア 地域やコミュニティにおいて、学校と家庭、住民が協働して子どもの育ちと学びを支えます
- イ 児童生徒の豊かな学力を育みます【知育】
- ウ 児童生徒の豊かな人間性と社会性を育みます【徳育】
- エ 児童生徒の豊かな体を育みます【体育】
- オ 共に学び、共に育つ特別支援教育を進めます
- カ いじめ問題などに適切に対応し、一人ひとりがお互いを尊重する学校をつくれます
- キ 児童生徒が安全に学ぶことができる教育環境の整備を進めます
- ク 地域に貢献する人材を育てます

(4) 健全で自立したこどもを育み、若者の活躍を支援する(青年期)

- ア 個性や主体性を発揮して自立した活動ができる環境づくりを推進します
- イ 愛着を持てる地域づくりを推進します
- ウ 青少年を非行や事故から守る環境づくりを推進します
- エ 若者が活躍できる「環境づくり」を推進します

(5) 困難な状況に置かれているこども、子育て世帯を支援する

- ア こどもの貧困の解消に向けた対策を推進します
- イ 児童虐待防止対策を推進します
- ウ 社会的養育体制の充実を図ります
- エ ひとり親家庭の自立を支援します
- オ ヤングケアラーの支援体制を構築します

(6) こども・家族が健やかに暮らせる社会環境づくりを推進する

- ア 安心して子どもを生み育てられる環境をつくれます
- イ 心身ともに健やかに生活できる環境をつくれます
- ウ 必要に応じた医療を受けることができる体制を充実します
- エ 事故や犯罪が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます
- オ 仕事と生活を両立できる環境をつくれます
- カ 快適で豊かな暮らしを支える生活環境をつくれます
- キ 地域の暮らしを支える公共交通を守り、つながりや活力を感じられる地域コミュニティを目指します
- ク 性別や年齢にかかわらず活躍できる社会をつくれます
- ケ 女性・若者・障がい者などの職業能力開発を支援します
- コ 若い世代の県内就業を促進し、U・Iターンを推進します

(7) 東日本大震災津波や様々な逆境的体験の影響を受けたこどもや保護者を支援する

- ア 被災によるトラウマ等を抱えるこどもや保護者を支援します
- イ 被災児童が安心して学べる環境を支援します

第5章 計画推進に向けて

1 計画の推進のための役割

保護者	自らが子育てについて最も重要な役割を担っているという認識の下、必要に応じて県、市町村及び子ども・子育て支援機関等による子ども・子育て支援の活用を図りながら、子どもを健やかに育むこと。
子ども・子育て支援機関等	子ども・子育て支援に関する専門的な知識及び経験を生かし、子ども・子育て支援を行うとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めること。
事業主	その雇用する労働者が安心して子どもを生み、育てることができるようにするために必要な雇用環境の整備を行うとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めること。
県民	子ども・子育て支援についての関心と理解を深めるとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めること。
市町村	住民に一番身近な存在として、こども施策の主体的な役割を担っており、国のこども大綱や都道府県こども計画を勘案して、県、関係機関、団体等との連携の下、住民ニーズを把握しながら、各市町村の実情に応じたきめ細やかな施策を実施すること。

2 計画の推進体制

「岩手県子ども・子育て会議」、「岩手県青少年問題協議会」等の場を通じて、年齢及び発達の過程に応じてこどもを含めた県民の意向を反映させるとともに、国や市町村、関係団体等との緊密な連携を図る。

3 施策の実施状況の公表と計画の見直し

- 計画の実施状況は、毎年度、前年度の実施状況を取りまとめ、公表
- 「岩手県子ども・子育て会議」等の意見や、近年多発する自然災害、不測の社会経済環境の変化を踏まえ、柔軟に計画内容の見直しを行い、効果的かつニーズに合った施策の推進に努める。

推進する施策を構成する具体の取組 について

推進する施策を構成する具体の取組（趣旨）

（1）こども・若者の権利を保障し、最善の利益を図る

全てのライフステージに共通する事項として、最も重要なものであり、こども・若者の社会参画と意見反映を車の両輪として進めていく必要があります。

こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図ります。こどもや若者の自己選択・自己決定・自己表現を社会全体で後押しし、成育環境、家庭環境等によって差別的扱いを受けることがないようにします。

（2）こどもの将来にわたるスタートのための支援を推進する（誕生前から幼少期まで）

こどもの誕生前から幼児期までは、将来にわたって持続的に身体的・精神的・社会的に幸せな状態にあるための基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期です。

結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定であるという前提の下、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを生み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えるため、結婚や妊娠を希望する方々への支援を推進します。

また、乳児期におけるしっかりとしたアタッチメント（愛着）の形成などを通じて、自己肯定感をもって成長することができるようにするため、妊娠後やこどもが生まれた後の支援を推進します。

推進する施策を構成する具体の取組（趣旨）

（3）こどもの健やかな成長を支援する（学童期・思春期）

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期であり、思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、自分らしさを形成していく時期です。

こどもたちが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくとともに、学びや人づくりによって、将来に向かって可能性を伸ばし、自分の夢を実現できる環境の整備に取り組めます。

（4）健全で自立したこどもを育み、若者の活躍を支援する（青年期）

青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期です。また、人生における様々な挑戦や選択を行う時期でもあり、青年期の若者が、自分の希望や適性に合った選択をし、その選択を地域社会が尊重し応援する在り方が求められています。

こども・若者が将来の夢や希望を持って成長しながら、社会における自己を確立することができるよう、個性や主体性を発揮して自主的に自立した活動ができる環境づくりや愛着を持てる地域づくり、こどもを非行や事故から守る環境づくり、若者が活躍できる環境づくりを進めます。

推進する施策を構成する具体の取組（趣旨）

（5）困難な状況に置かれているこども、子育て世帯を支援する

貧困、虐待等の困難な状況に置かれているこどもや若者、子育て世帯を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じたきめ細かい支援、合理的配慮を行うことが重要です。

そのため、こどもの貧困の解消に向けた対策、児童虐待防止対策、社会的養育体制の充実、ひとり親家庭の自立支援、ヤングケアラーの支援体制の構築などに取り組みます。

貧困により、こどもがその権利利益を害されたり、社会から孤立したりすることが深刻な問題であることを踏まえ、こどもの現在の貧困を解消するとともに、こどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、ひとり親家庭など貧困の状況にある家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応した支援を進めることにより、貧困の解消・貧困の連鎖の防止に取り組みます。

（6）こども・家族が健やかに暮らせる社会環境づくりを推進する

地域社会、企業など様々な場で、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援し、社会全体でこどもに関わることで、安心してこどもを生み育てることができ、こどもを含む全ての人が、性別・年齢・障がいの有無に関わらず、健やかに生活できる社会環境づくりを推進します。

特に、子育て当事者にとっては、子育てしづらい社会環境や、根強い固定的な性別役割分担意識等を背景とした仕事と子育てを両立しにくい職場環境があり、子育ての経済的・精神的負担感が存在しています。また、若い世代の雇用と所得環境の安定を図り、経済的基盤を確保し、若い世代が将来を見通して安心して仕事におけるキャリアとライフイベントの双方にチャレンジできる環境を整備する必要があります。

推進する施策を構成する具体の取組

(7) 東日本大震災津波や様々な逆境体験の影響を受けた子どもや保護者を支援する

東日本大震災津波により被災した子どもの多くは、震災そのものによるトラウマやストレス等を抱えるほか、地域全体が被災したことによる環境の大きな変化や親の心身の不調などによる影響も受けており、今後も中長期的なケアが必要です。

被災地の子どもや家庭への心のケアや、要保護児童への支援など、東日本大震災における子どものケアの経験から得られた知見や構築された支援体制等を活かしたこれからの子どもへの支援に取り組めます。

推進する施策の主な指標

施策	主な指標	単位	現状値 (R3)	計画目標値 (R8)
(2)	結婚サポートセンター会員における成婚者数〔累計〕	人	36	250
	いわて子育てにやさしい企業等認証の認証数〔累計〕	事業者	75	515
(3)	多様な意見を認め合うことに価値を感じている児童生徒の割合	%	小 77 中 81 高 90	小 80 中 84 高 90
	学校や地域が行う体験活動に参加し、達成感や有用感をもった児童生徒の割合	%	小 85 中 85 高 90	小 88 中 88 高 90
(4)	青少年活動交流センター利用者数（作品応募者数を含む）	人	8,842	23,000
	いわて若者交流ポータルサイトアクセス数	件	61,827	79,500
(5)	子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組む市町村数	市町村	24	33
	市町村要保護児童対策地域協議会に調整担当者(有資格者)を配置している市町村数	市町村	30	33
(6)	いわて働き方改革推進運動参加事業者数〔累計〕	事業者	680	1,350
	年次有給休暇の取得率	%	56.1	65.0

※ 計画目標値等は、いわて県民計画（2019～2028）次期アクションプランの策定過程等で、置き換え